

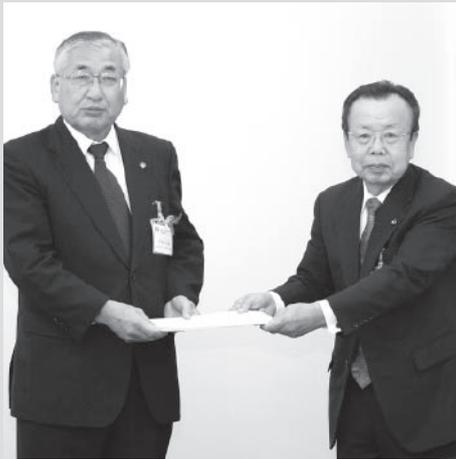
甲賀市農業施策に関する建議

～農業委員会が提出～

市農業委員会から、このほど中嶋市長に対し、農業の振興発展と農業者の経営安定を願い、市の農業施策に関する建議書が提出されました。

農業委員会は農業者の代表として、年初から議論を重ねられ、その内容は、地域農業の実態把握に始まり、担い手対策、鳥獣害対策などの地域農業振興策から特産品の茶振興対策まで、農業全般にわたるものとなっています。

市では、この建議内容を十分検討し、関係団体などとも協議を行い、今後の農業施策に生かせるよう努力することとしています。



▲中嶋市長に建議書を提出する農業委員会の曾和会長

お忘れなく

農業委員会委員選挙人名簿登録申請

農業委員会等に関する法律に基づき、平成22年1月1日現在で農業委員会委員選挙人名簿の調整を行いますので、次の各号に該当する有資格者は、選挙人名簿登録申請書を提出してください。

この申請は毎年必要ですので、今年度に登録されている方も新年度の選挙人名簿に登録するためには、この申請書を提出しなければなりません。

- 1 平成22年1月1日現在、甲賀市に住所を有する者。
- 2 平成22年3月31日現在で年齢が満20歳以上の者。
- 3 次の①～③のいずれかに該当す

資格

申請用紙の配布

- ① 耕作面積が10アール以上の耕作業務を営む者。
- ② 耕作の業務を営む同居の親族又その配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事している者。
- ③ ①に規定する一定面積以上の農地について耕作の業務を営む農業生産法人の組合員又は社員であって年間60日以上耕作業務に従事している者。

農事改良組合長宛てに組合員分の申請書を送付しますので、該当者は必要事項を記入して提出してください。また、前年に登録申請をしていない方、新規登録申請をされる方について、新規登録申請をされる方につ

いては、市役所各支所で申請の手続きをしてください。

提出先

各農事改良組合・農業改良組合・農業組合で取りまとめて市役所各支所地域窓口課(水口のみ選挙管理委員会事務局)へ提出してください。

提出期限

平成22年1月8日(金)

その他

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧を平成22年2月23日(火)から3月9日(火)の間行います。この期間中、選挙権があるのに登録されていない場合には、異議を申し立てることができます。

問い合わせ

選挙管理委員会事務局

☎651-0667 ☎63-4554

農業委員会事務局

☎651-0718 ☎63-4601

子どもの発達と支援 3回シリーズ

2



特性に合わせた関わりをしよう

発達障がいには、大まかに次のように分類できます。

①「文章がうまく読めない」「ノートに字が書きにくい」などの学習障がい②「注意集中が続かない」「じっとしていられず動き回る」「衝動的に動く」などの注意欠陥多動性障がい(ADHD)③「人とのかわりやコミュニケーションの苦手さ」「こだわり」が強くなる広汎性発達障がいです。

これらのいずれかにあてはまる場合や複数にあてはまる場合もあります。いずれにしても、原因は子育てやしつけではなく先天的な脳機能の違いであると言われています。

そして、最も大切なことは、その子どもの特性に合わせた関わりや支援です。家庭でも学校でも、その子どもに対して、みんなと同じようにできないことを叱るだけでは、自分は何をやってもダメだと感じてしまいます。その子どもの個性や得意なことと興味あることを認めることで、自信を感じられるようにすることが何よりその子どもを伸ばすことにつながります。

問い合わせ

発達支援室

☎651-0705 ☎63-4088